

○浜松医科大学受託研究取扱規程

(平成 16 年 5 月 13 日規程第 90 号)

改正 平成 18 年 4 月 13 日規程第 28 号 平成 26 年 3 月 13 日規程第 20 号
平成 29 年 2 月 9 日規程第 8 号 平成 31 年 3 月 27 日規程第 30 号
令和 2 年 2 月 13 日規程第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、浜松医科大学(以下「本学」という。)において、学外から委託を受けて行う研究(試験、試作及び検査等を除く。)で、これに要する経費を委託者が負担するもの(以下「受託研究」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

なお、医薬品等の臨床研究の受入りに係る事項及び医師主導の治験又は臨床研究の受入りに係る事項については別に定める。

(受入れの原則)

第 2 条 受託研究は、次に掲げる要件を満たす場合にのみ受け入れるものとする。

- (1) 本学の教育研究に関し、有意義であり、かつ、支障を生ずるおそれがないこと。
- (2) 受入れの契約期間内において研究が完了する見込みのあること。

(受入れの条件)

第 3 条 受託研究の受入りに当たっては、次に掲げる条件を付する。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。
- (2) 本学の教育研究計画の変更、天災その他やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学は、その責を負わないこと。
- (3) 受託研究の実施により第三者に損害が発生し、かつ、本学に賠償責任が生じたときは、その損害が本学の職員の故意又は重大な過失による場合を除き、その損害の賠償については、委託者が負担すること。
- (4) 受託研究の結果、特許権、実用新案権又は意匠権のような工業所有権及び工業所有権を受ける権利が生じた場合には、これを委託者に無償で使用させ、又は譲与することはできないこと。
- (5) 委託者は、本学の発する請求書により、受託研究に要する経費(以下「受託研究費」という。)を納付すること。
- (6) 納付された受託研究費は、原則として委託者に返還しないこと。ただし、第 2 号の中止の場合において、特に必要があると認めるときは、不用となった経費の範囲内で、その全部又は一部を返還することがある。

(受託研究費)

第 4 条 受託研究を受け入れるに当たって、委託者が負担する額は、謝金、旅費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額(以下「直接経費」という。)及び当該

研究遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費を、勘案して定める額(以下「間接経費」という。)の合算額とし、間接経費は直接経費の30%を標準とする。

なお、委託者側の事情により30%に相当する額と異なる額となる場合は、委託者と協議のうえ合意した額とする。

また、謝金、賃金等の単価は別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合は、直接経費のみとする。

(1) 委託者が国以外の場合であって、次のいずれかに該当する場合

ア 当該研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与するものと期待されるもの

イ 本学の教育研究上極めて有意義であると認められるもの

(2) その他学長が認めたもの

(受託研究の受入れ等)

第5条 受託研究の受入れ及び実施について必要な事項は、産学連携・知財活用推進センター運営委員会(以下「委員会」という。)において協議する。

(研究担当者)

第6条 この規程において、研究担当者は、本学の教員及び学長が特に認めた職員とする。

ただし、受託研究のうち、浜松医科大学競争的資金等の応募資格に関する申合せ(令和元年申合せ第 号)に定める競争的資金等による場合は、この限りでない。

(受託研究の申請)

第7条 委託者は、所定の受託研究申込書を、学長あてに、提出するものとする。

2 学長は、受託研究申込書の提出があった場合は、その写しをもって、当該研究担当者に通知するものとする。

3 研究担当者は、所属する講座、診療科等の主任の教員等と協議の上、支障がないと認めるときは、所定の受託研究受入承認申請書及び所定の受託研究費明細書を学長等に提出するものとする。

(受入れの決定等)

第8条 受託研究の受入れは、研究担当者からの受託研究受入承認申請書等に基づき、委員会の審査を経て、学長が決定する。

2 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、その内容を、速やかに所定の受託研究受入決定通知書により研究担当者に通知するものとする。

(契約の締結等)

第9条 理事(財務担当)は、前条第2項の通知に基づき、委託者と受託研究の契約を締結するものとし、その後、締結した旨を、所定の受託研究契約締結通知書により、研究担当者に通知するものとする。

- 2 理事(財務担当)は、受託研究の受入れの契約の締結後、委託者から研究に要する物品の提供がある場合は、速やかに所定の提供物品通知書により、物品管理者に通知しなければならない。

(受託研究契約の変更)

第 10 条 当該受託研究において変更を行う必要が生じたとき、委託者及び研究担当者は、所定の書類を学長あてに提出するものとする。

- 2 学長は、前項の申込み、申請及び明細書の内容についてやむを得ないと認めたときは、当該受託研究契約の変更の手続きを行うものとする。

(完了等の報告)

第 11 条 研究担当者は、当該受託研究が完了したときは、その旨を、速やかに所定の受託研究完了・中止報告書により、学長に報告するものとする。

- 2 受託研究の完了後における当該研究の成果についての委託者への報告は、研究担当者が行うものとする。

- 3 受託研究の成果の公表については、委託者に報告した後において、研究担当者が行うものとする。

(適用除外)

第 12 条 受託研究のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、この規程の一部を当該受託研究に適用しないことができる。

- (1) 国、地方公共団体等との受託研究である場合
 - (2) その他、特別な事情があると学長が認めた場合
- (雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いについて必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 5 月 13 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 4 月 13 日規程第 28 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 13 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 3 月 13 日規程第 20 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 9 日規程第 8 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日規程第 30 号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月13日規程第11号)

この規程は、令和2年2月13日から施行する。